

各警察署長 殿

島根県警察本部長

緊急時における銃砲所持者との連絡体制の確保について（通達）

昨年発生した「平成三十年七月豪雨」においては、その豪雨災害により、自宅が全壊、冠水するなどして、銃砲及び実包（以下「銃砲等」という。）の保管管理に著しく支障が生じた銃砲所持者（以下「所持者」という。）が発生したことから、被災地区に居住する所持者に対し銃砲等の管理状況について迅速な確認等の措置が必要となった。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、被災した所持者が、震災後に全国各地に避難したことなどから、警察から所持者に連絡がつきにくい状態となり、さらに、福島第一原子力発電所における原発事故では、原発周辺が警戒区域に設定されたことにより、警戒区域内に多数の銃砲等が取り残され、回収にあたり所持者との連絡不通が問題となったところである。

これらの状況を受け、災害の発生等の緊急時において、迅速に所持者に対する銃砲等の流出・盗難確認等を実施し、当該事案に起因する事件・事故を未然防止するため、今後継続して所持者から緊急時の連絡先の報告を求めることとしたので、下記の点に留意し、所持者との連絡体制の確保に努められたい。

記

1 緊急時連絡先の報告を求める対象者

- (1) 現に警察署管内に居住している全ての所持者
- (2) 新規に銃砲の所持許可を受けた者
- (3) 他の警察署管内から転入した所持者

2 緊急時連絡先の報告の方法

所持者に対し、別紙「災害時等緊急時連絡先」の記載を求め、提出させること。

3 報告を求める際の留意事項

- (1) 報告を求める際には、所持者に対し本報告の趣旨及び「災害時等緊急時連絡先」に記載された注意事項を説明の上、理解を求めること。
- (2) 「災害時等緊急時連絡先」の「関係者連絡先等」欄には、可能な限り複数の連絡先を記載させること。
- (3) 銃砲一斉検査の通知にあわせて「災害時等緊急時連絡先」を同封し、銃砲一斉検査の際に提出させるなど、所持者の負担軽減に配慮すること。
- (4) 所持者に対し緊急時連絡先が変更となった場合には警察署に報告するよう指導するとともに、同報告が行われていない状況が認められる場合には再度の報

告を求めるなど、確実な連絡体制の確保に努めること。

4 報告後の措置

- (1) 所持者から「災害時等緊急時連絡先」の提出を受けた場合は、その写しを作成し、速やかに生活安全部生活安全企画課（以下「生活安全企画課」という。）へ送付するとともに、正本については、警察署備付けの当該所持者の「猟銃・空気銃所持許可及び許可証交付台帳」又は「銃砲所持許可台帳」に編綴して保管すること。
- (2) 「災害時等緊急時連絡先」の写しについては、生活安全企画課において保管し、災害の発生時等において、被災地区を管轄する警察署員以外でも迅速に所持者に対して連絡が可能となる体制を維持すること。

5 警察署への連絡

緊急時連絡先の報告にあわせ、所持者に対し、災害の発生等の緊急時に避難する場合は、住所地を管轄する警察署へ連絡するよう指導すること。

別紙 〔略〕